

アイビー千葉会則

- 第1条 名称
本会の名称は、「アイビー千葉（乳がん体験者の会）」とする。
- 第2条 本会の所在地
本会の事務局は共同代表1名の居所に置く（非公開）。（特例として返送書類を事務担当者宛にする場合がある）
- 第3条 目的
乳がん経験者の立場から、乳がん患者の支援と情報交換、乳がん検診率上昇の啓発活動を行う。
- 第4条 会員
本会の会員は、アイビー千葉会員で、正会員と賛助会員で構成する。
正会員：乳がん患者
賛助会員：本会の趣旨に賛同された方。
- 第5条 活動
本会は第3条の目的を達成するため次の活動を行う。
①乳がん患者及びがんに関心をもつ個人・団体の相互の意見交換・提案、集約の場を創設、開拓する。
②乳がん患者及びがんに関心のある個人・団体を対象とする予防・検診・治療等に関連する情報の収集・調査・研究をする。
③乳がん患者及びがんに関心をもつ個人・団体への情報提供・相談・支援を行う。
④その他、本会の目的達成に必要な事業
- 第6条 総会
1. 総会は通常総会及び臨時総会とし、委任状を含む全員の過半数の出席又は書面表決書によって成立する。
会議の議決は、出席者又は書面表決書の過半数によって決定する。
2. 通常総会は原則として毎年1回開催し、次の事項の審議決定を行う。
①活動報告と決算報告とその承認。②活動方針及び予算の決定。
③役員及び委員の選出。④規約の改廃。⑤その他重要事項。
3. 臨時総会は、運営委員の決議により、必要に応じて開くことができる。
- 第7条 役員及び運営委員
本会の役員構成は次のとおりとする。
共同代表（3名）、会計（2名）、会計監査（2名）、顧問（1名）
役員は運営委員から選出し総会で承認する。任期は2年とし留任を妨げない。
役員に欠損を生じた場合には、必要に応じて運営委員会において後任者を決定する。その任期は前任者の残余期間とする。
運営委員の選出は共同代表に一任し、総会で承認する。任期は2年とし留任を妨げない。
- 第8条 運営委員会
運営委員会は役員と運営委員で構成し、要請に応じて開催し、総会で決定された方針に基づき諸活動を行う。
- 第9条 運営費
本会に必要な経費は、会費、助成金、寄付金(活動協力金)等によって充当する。
会費は正会員（個人3,000円/年）、賛助会員（個人3,000円/年、法人30,000円/年）
- 第10条 会計年度
本会の会計年度は4月1日から翌年3月末日までとする。
- 付 則 1 会の会則に定めのない事項の運用処理及び当会則の運用執行の際の具体的問題の処理は運営委員会があたり、総会の承認を得る。
2 会員は、他人を傷つける発言、行動、営利を目的とする行為、宗教活動又は政治活動をした場合は、退会するか、運営委員の3分の2以上の同意をもって退会勧告をする。
3 この会則は、総会で承認された日から効力を発揮する。
施行：2011年4月17日
改訂：2022年6月1日より施行する